

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 桜十字

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 熊本県熊本市南区御幸木部一丁目 1 番 1 号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 46 年 12 月 15 日

(4) 設立登記年月日 昭和 46 年 12 月 20 日

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	桜十字病院	熊本県熊本市南区御幸木部一丁目 1 番 1 号	地域包括ケア病棟 56 床
			障害者施設等一般病棟 163 床
			特殊疾患病棟 57 床
			回復期リハビリテーション病棟 60 床
			医療療養病棟 277 床

			緩和ケア病棟 25 床
病院	桜十字熊本東病院	熊本県熊本市東区三郎一丁目 12 番 25 号	障害者施設等一般病棟 36 床 緩和ケア病棟 13 床
診療所	桜十字クリニック	熊本県熊本市南区御幸笛田七丁目 11 番 85 号 101 号室	
居宅サービス事業 通所リハビリテーション	Let's リハ! PLUS 桜十字	熊本県熊本市南区御幸木部 1 丁目 1 番 1 号	
介護老人保健施設	レ・ハビリス桜十字 熊本東	熊本県熊本市東区三郎一丁目 12 番 30 号	入所定員 120 名 通所定員 50 名

- 注) 1. 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
居宅介護支援事業 ケアセンター桜十字	熊本県熊本市南区御幸木部 7 丁目 14 番 21 号	
居宅介護支援事業 Let's ケアプラン! 桜十字	熊本県熊本市南区御幸木部 1 丁目 1 番 1 号	
居宅サービス事業訪問介護 Let's ヘルパー! 桜十字	熊本県熊本市南区御幸笛田 7 丁目 11 番 85 号 110 号室	
有料老人ホーム ホスピタルメントさくら西館	熊本県熊本市南区御幸木部 1 丁目 1 番 1 号	
医療法第 42 条第 3 号に基づく巡回診療事業 桜十字病院	熊本県熊本市南区御幸木部 1 丁目 1 番 1 号	
熊本市東 5 地域包括支援センター	熊本県熊本市東区花立二丁目 4 番 5 号 花立ヒルズ 1 階	
有料老人ホーム ホスピタルメントさくら東館	熊本県熊本市南区御幸笛田 7 丁目 15 番 3 号	
通所介護事業 Let's リハ! 御幸	熊本県熊本市南区御幸笛田 7 丁目 15 番 3 号	
訪問看護及び介護予防サービス	熊本県熊本市南区御幸木部 1 丁目	

事業介護予防訪問看護 Let's ナース！桜十字	1 番 1 号	
居宅介護支援事業 Let's ケアプラン！熊本東	熊本県熊本市東区三郎一丁目 12 番 25 号	
居宅サービス事業訪問介護 ケアステーション桜十字	熊本県熊本市南区御幸木部 7 丁目 14 番 21 号	
訪問看護及び介護予防サービス 事業介護予防訪問 Let's ナース！熊本東	熊本県熊本市東区三郎一丁目 12 番 25 号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に
【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 3 年 6 月 25 日 令和 2 年度決算報告書承認の件
 役員報酬月額改定の件

令和 3 年 9 月 10 日 理事長の選定の件
 役員退職金の件
 理事長の役員報酬月額の件

令和 4 年 3 月 10 日 役員退職金の件
令和 4 年 3 月 23 日 極度額の設定（肥後銀行）
 極度額の設定（福岡銀行）

(5) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は
廃止等を記載する。(任意)

様式第三号

法人名 医療法人 桜十字

所在地 熊本県熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和4年3月31日現在)

1. 資 産 額	14,820,106 千円
2. 負 債 額	3,092,125 千円
3. 純 資 産 額	11,727,981 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	9,878,766
B 固 定 資 産	4,941,340
C 資 産 合 計 (A+B)	14,820,106
D 負 債 合 計	3,092,125
E 純 資 産 (C-D)	11,727,981

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第一号

法人名 医療法人 桜十字

※医療法人整理番号

所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	9,878,766	I 流 動 負 債	2,400,918
現金及び預金	2,807,895	買掛金	46,122
事業未収金	1,845,822	短期借入金	315,268
未収金	78,094	未払金	763,067
有価証券	10,000	未払費用	447,432
棚卸資産	33,958	未払法人税等	169,377
短期貸付金	5,030,573	未払消費税等	60,311
前渡金	15,232	前受金	
前払費用	30,394	預り金	277,660
立替金	11,177	入居保証預り金	137,327
その他の流動資産	56,401	賞与引当金	181,719
貸倒引当金	△ 40,780	その他の流動負債	2,635
II 固 定 資 産	4,941,340		
1 有 形 固 定 資 産	3,828,432		
建物	2,128,840	II 固 定 負 債	691,207
建物附属設備	359,325	修繕引当金	43,586
構築物	38,130	長期借入金	399,819
医療用器械備品	124,492	役員退職慰労引当金	10,480
その他の器械備品	82,353	退職給付引当金	237,322
車両及び船舶	24,110		
土地	479,929	負 債 合 計	3,092,125
建設仮勘定	574,946		
その他の有形固定資産	16,307		
2 無 形 固 定 資 産	19,971		
ソフトウェア	9,726		
その他の無形固定資産	10,245		
3 そ の 他 の 資 産	1,092,937		
出資金	364,550	純 資 産 の 部	
長期貸付金	200	科 目	金 額
保険積立金	31,826	I 出 資 金	6,273
保証金敷金	187,652	II 積 立 金	11,721,708
投資有価証券	336,218	繰越利益積立金	11,721,708
繰延税金資産	171,297		
その他の固定資産	1,194		
資 産 合 計	14,820,106	純 資 産 合 計	11,727,981
		負債・純資産合計	14,820,106

様式第二号

法人名 医療法人 桜十字

所在地 熊本県熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		11,260,958
2 事業費用		
(1) 事業費	6,230,077	
(2) 本部費	3,557,096	9,787,173
本来業務事業利益		1,473,785
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		1,228,150
2 事業費用		853,212
附帯業務事業利益		374,938
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		-
2 事業費用		-
収益業務事業利益		-
事業利益		1,848,723
II 事業外収益		
受取利息	19,417	
有価証券売却益	54,231	
その他の事業外収益	142,881	216,529
III 事業外費用		
支払利息	1,798	
その他の事業外費用	4,739	6,537
経常利益		2,058,715
IV 特別利益		
固定資産売却益	205	205
V 特別損失		
固定資産除却損	3,025	
固定資産圧縮損	4,097	
関係会社出資金売却損	35,500	42,622
税引前当期純利益		2,016,298
法人税・住民税及び事業税	307,093	307,093
法人税等調整額	207,865	207,865
当期純利益		1,501,340

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人桜十字

理事長 倉津 純一 殿

私は、医療法人桜十字の令和3年会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年6月30日

医療法人桜十字

監事

この写しは原本と相違ありません

令和4年7月5日

熊本市南区御幸木部1丁目1番1号

医療法人 桜 十 字

理 事 長 倉 津 純 一

様式第四号

法人名 医療法人 桜十字
所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

※医療法人整理番号

純資産変動計算書
(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

(単位:千円)

	出資金	積立金		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
		繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和3年4月1日 残高	6,273	10,220,368	10,220,368				10,226,641
会計年度中の変動額							
当期純利益		1,501,340	1,501,340				1,501,340
会計年度中の変動額合計	0	1,501,340	1,501,340				1,501,340
令和4年3月31日 残高	6,273	11,721,708	11,721,708				11,727,981

様式第五号

法人名 医療法人 桜十字

※医療法人整理番号

所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	2,241,911	5,995	0	2,247,906	1,494,238	119,066	2,128,840
	建物附属設備	291,442	120,413	1,511	410,344	2,751,770	51,019	359,325
	構築物	37,400	8,918	1,038	45,280	395,880	7,150	38,130
	医薬用器械備品	80,590	80,910	2,980	158,520	418,270	34,028	124,492
	器具備品	70,603	34,945	0	105,548	261,892	23,195	82,353
	車両運搬具	30,286	11,781	1,677	40,390	152,051	16,280	24,110
	その他有形固定資産	12,283	17,818	0	30,101	25,394	13,794	16,307
	土地	479,929	0	0	479,929	0		479,929
	建設仮勘定	16,731	730,769	172,554	574,946	0		574,946
	計	3,261,175	1,011,549	179,760	4,092,964	5,499,495	264,532	3,828,432
無形 固定 資産	ソフトウェア	74,449	1,574	0	76,023	374,732	66,297	9,726
	その他無形固定資産	10,245	0	0	10,245	0		10,245
			0	0	0	0		0
						0		0
	計	84,694	1,574	0	86,268	374,732	66,297	19,971
その 他の 資産	出資金	400,050	0	35,500	364,550	0		364,550
	長期貸付金	100,500	25	100,325	200	0		200
	投資有価証券	180,304	268,879	112,965	336,218	0		336,218
	保険積立金	54,164	0	22,338	31,826	0		31,826
	保証金敷金	192,709	0	5,057	187,652	0		187,652
	繰延税金資産	379,161	0	207,864	171,297	0		171,297
	その他固定資産	1,363	0	0	1,363	1,653	169	1,194
	計	1,308,251	268,904	484,049	1,093,106	1,653	169	1,092,937

様式第六号

法人名 医療法人 桜十字

※医療法人整理番号

所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	22,624	40,780		22,624	40,780
ギフト引換引当金	66		66		0
修繕引当金	41,095	41,199	38,708		43,586
賞与引当金	179,541	181,719	179,541		181,719
退職給付引当金	236,599	67,004	66,281		237,322
役員退職慰労引当金	825,450	10,480	825,450		10,480

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替によるものであります。

様式第七号

法人名 医療法人 桜十字
所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

※医療法人整理番号

--	--	--	--

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	150,000	150,000	0.32636%	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	21,768	21,768	0.35568%	—
		71,750	0.58600%	
		71,750	0.28545%	
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	421,587	200,000	0.20000%	2023年-2035年
		100,000	0.20000%	
		99,819	0.35568%	
その他の有利子負債				
合 計	593,355	715,087	—	—

(注) 1. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	21,768	21,768	39,276	51,504

様式第八号

法人名 医療法人 桜十字
所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

※医療法人整理番号

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
アイテック㈱	10,000	10,000
計		10,000

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
日本航空㈱	1,000,000口	100,000
㈱東京クラシック	1株券	18,780
戸塚カントリー倶楽部	額面金額85万円	21,086
東京パワーグリッド㈱	券面総額30,000千円	30,210
ZenShin Core Tecnology Parallel Fund, L.P.	10,000口	166,142
計		336,218

様式第九の一号

法人名 医療法人 桜十字
所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

※医療法人整理番号

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費	518,678		518,678	4,024		522,702
給与費	4,619,963	296,736	4,916,699	580,660		5,497,359
委託費	412,131	2,050,969	2,463,100	181,901		2,645,001
経費	678,941	1,209,391	1,888,332	80,554		1,968,886
売上原価	364		364	6,073		6,437
その他の事業費用						
計	6,230,077	3,557,096	9,787,173	853,212	0	10,640,385

様式九の二号

法人名 医療法人 桜十字

※医療法人整理番号

所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

事業費用明細表

(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
期首棚卸高	12,766	
医薬品仕入	260,625	
診療材料仕入	186,969	
医療消耗品費	65,227	
給食材料仕入	10,601	
期末棚卸高	13,486	522,702
II 給与費		
給料	4,100,393	
賞与	683,592	
退職給付費用	66,281	
法定福利費	618,791	
通勤費	28,302	5,497,359
III 委託費		
事務委託費	1,372,494	
施設管理委託費	6,721	
警備委託費	39,959	
清掃委託費	124,806	
検査委託費	114,151	
給食委託費	626,875	
洗濯委託費	166,472	
廃棄物処理委託費	25,065	
加工委託費	1,834	
その他委託費	166,624	2,645,001
IV 経費		
職員被服費	12,330	
福利厚生費	29,928	
減価償却費	330,998	
賃借料	124,846	
修繕費	38,708	
研修費	5,612	
消耗品費	102,299	
水道光熱費	188,088	
旅費交通費	13,713	
支払手数料	36,933	
租税公課	175,753	
交際費	17,260	
保険料	16,965	
通信費	30,685	

諸会費	10,300	
車両関係費	33,480	
新聞図書費	1,571	
顧問料	22,283	
地代家賃	336,805	
採用費	55,231	
社員食堂管理料	66,321	
雑費	990	
保守料	41,150	
その他医業経費	1,354	
会議費	672	
貸倒引当金繰入	18,156	
修繕引当金繰入	2,491	
賞与引当金繰入	2,179	
退職給付引当金繰入	723	
役員退職慰労引当金繰入	10,480	
寄付金	14,748	
その他	225,834	1,968,886
V 売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高		
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	6,437	
商品（又は製品）期末たな卸高		6,437
VI その他の事業費用		
		0
事業費用計		10,640,385

様式5

法人名 医療法人 桜十字

※医療法人整理番号

所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	41,597,401	不動産賃貸など	金銭の貸借	金銭の貸借	3,745,000	短期貸付金	4,519,635

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・取引条件および決定方針：株式会社 桜十字が金融機関から借り入れる場合の金利と同水準程度とする。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	医療法人熊本桜十字	八代市本町2丁目4番33号	2,976,284	医療保健業	金銭の貸借	金銭の貸借	150,000	短期貸付金	150,000

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・取引条件および決定方針：医療法人 熊本桜十字が金融機関から借り入れる場合の金利と同水準程度とする。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	41,597,401	不動産賃貸など	不動産の賃借	不動産賃借	311,252	地代家賃	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・取引条件および決定方針：外部の鑑定会社が作成した鑑定評価額に基づき賃料を設定。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	41,597,401	不動産賃貸など	クリーニングの支払	クリーニング	151,523	洗濯委託費	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・取引条件および決定方針：第三者からの見積書を基に単価を設定。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	41,597,401	不動産賃貸など	館内清掃の支払	館内清掃	124,410	清掃委託費	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・取引条件および決定方針：第三者からの見積書を基に価格設定。

様式5

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	41,597,401	不動産賃貸など	事務委託などの支払	事務委託など	1,166,215	事務委託費	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・取引条件および決定方針：別紙ご参照

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字熊本	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	-	事務委託など	事務委託などの支払	事務委託など	206,278	事務委託費	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・取引条件および決定方針：別紙ご参照

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	41,597,401	不動産賃貸など	保育園運営費の支払	保育園運営	50,820	その他の委託費	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・取引条件および決定方針：別紙ご参照

独立監査人の監査報告書

令和4年6月24日

医療法人桜十字
理事会御中

中島崇賢公認会計士事務所
東京都新宿区西新宿 7-1-12

公認会計士



監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人桜十字の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

この写しは原本と相違ありません

令和4年7月5日

熊本市南区御幸木部1丁目1番1号

医療法人 桜 十

理事長 倉津 純



理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上